

守子政第 45 号
令和2年4月 10 日

もりぐち児童クラブ入会児童室利用児童の保護者 様

守口市こども部子育て支援政策課長

新型コロナウイルス感染症防止に係る
もりぐち児童クラブ事業利用者負担金の特例減免等について(通知)

平素から本市こども施策にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症防止に向けた対応にご協力をいただきありがとうございます。

国の緊急事態宣言発令及び守口市緊急事態措置（行動計画）の実施に基づき、令和2年4月8日付けで、家庭で監護が可能な場合は、利用を控えていただくよう要請したところです。

つきましては、本要請等を受けて、家庭等での監護に協力いただいた場合に、下記のとおり、もりぐち児童クラブ事業利用者負担金の特例減免等を実施することと決定いたしました。

記

1 減免の対象となる者

- ア 令和2年4月9日から令和2年4月30日までの間で開設日の全てを利用されない方【特例】
- イ 令和2年4月30日までの間で16日以上連続で利用されない方
例) 令和2年4月15日から令和2年4月30日までの間利用されない場合等

2 減免対象

- ア 令和2年4月分の利用料(全額)【特例】
- イ 令和2年4月分の利用料(半額)

3 申請方法及び利用料の還付について

- (1) 対象の方には、市からご案内を郵送します(5月下旬予定)。手続きは郵送により行います。
- (2) 6月末日を目途に令和2年4月分の利用料を還付します。

4 留意事項

- (1) 1のアについては、新型コロナウイルス感染症防止に係る特例として実施しますので、予めご了承ください。他の減免については、通常どおりの取り扱いとします。
- (2) 5月以降の取り扱いについては、現在のところ未定です。決定次第、お知らせします。